

広島県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
主枝 昌史	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一番五四―八号	さかメデイカル整骨院	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一番五四―八号	柔道整復	平成二九年三月八日
木村 克	廿日市市串戸四丁目一〇―三一	廿日市木村接骨院	廿日市市串戸四丁目一〇―三一	あん摩マツサージ指圧	平成二九年二月一日
木村 克	廿日市市串戸四丁目一〇―三一	廿日市木村接骨院	廿日市市串戸四丁目一〇―三一	はり・きゅう	平成二九年二月一日